

学校法人東京農業大学調達規程（抜粋）

（取引の停止）

第7条 次の各号のいずれかに該当する行為があったと認められる取引業者に対しては、取引を停止する等の処置を講ずるものとする。

- （1）調査に当たり、虚偽の申告をしたもの
- （2）入札又は見積りに際し、不正行為があったと認められるもの
- （3）契約の履行に際し、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質、数量に関し、不正の行為があったもの
- （4）その他この法人に不利益を及ぼす行為をしたもの